

若手キャピタリスト育成型ファンドオブファンズ（FoF）

【起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンド】

募集要項

＜応募先及びお問い合わせ先＞

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド事業企画課
〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
E-mail : fundinfo@smrj.go.jp

令和6年6月21日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部

若手キャピタリスト育成型ファンドオブファンズ (FoF)

募集要項

令和6年6月

1. 事業目的・内容

将来の日本の雇用、所得、財政を支える新たな担い手となるスタートアップを創出していくためには、若手キャピタリストを育成し、ベンチャーキャピタルとして新規参入を促進することにより、スタートアップに対する特色ある投資戦略やハンズオン支援手法の多様化を図ることが重要です。

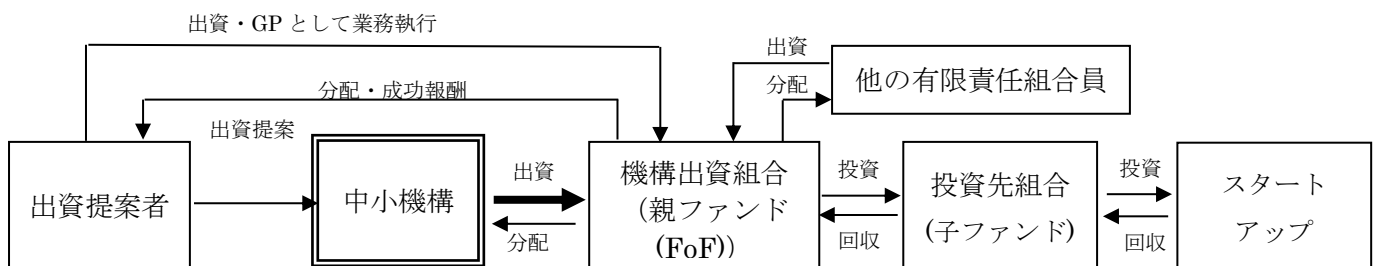
そこで、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、若手キャピタリストを育成することを目的として、若手キャピタリストが運営するファンド（初号・2号ファンド）に投資を行うファンドオブファンズ (FoF) への出資を通じて、ベンチャーキャピタルの裾野拡大を図りつつ、スタートアップの創出・成長、ひいては日本のスタートアップ・エコシステムの発展を支援します。

2. 出資対象

主として他の組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）であって創業又は成長初期の段階にある中小企業者又は新事業展開、転業、事業の再編、事業の円滑な承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業者に対する投資事業を行う組合（以下「投資先組合（子ファンド）」という。）に対する投資事業を行う組合（以下「機構出資組合（親ファンド）」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの。

- ① 投資先組合（子ファンド）の無限責任組合員が初めて又は2回目に設立する組合に対して出資を行うものであること。
- ② 機構出資組合（親ファンド）の無限責任組合員が、投資先組合（子ファンド）の無限責任組合員に対して投資先企業へのハンズオン支援をはじめとするファンド運営のノウハウを提供することにより、投資先組合（子ファンド）のファンドマネージャーの育成に資するものであること。
- ③ その他、別紙に掲げる出資要件を満たしていること。

【出資スキーム】



3. 募集対象となる方

提案時点で次の全ての条件を満たす事業者。

- (1) 別紙に掲げる出資要件を満たす組合を組成し、無限責任組合員として業務執行を行おうとする者
- (2) 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村民税の滞納がない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ない者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始申立がなされていない者

4. 申込方法

所定の事前審査申請書（提案書）その他下記必要書類各1部をメール等で送付して下さい。事前審査申請書（提案書）の様式については、下記「7. 応募先及びお問い合わせ先」までお問い合わせください。

（提出書類）

- ・事前審査申請書（事前審査を通過した方には改めて提案書等のご提出をお願いします）
- ・組合設立趣意書
- ・確定申告書（写）（決算書・直近3期分）
- ・商業登記簿謄本（直近の会社情報を反映したもの）
- ・会社案内・パンフレット
- ・組合契約書（既に設立されている組合への出資を希望される場合、最新版）
- ・その他資料

（注1）事前審査申請書（提案書）の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とします。

（注2）提出書類は、いずれも返却できません。

（注3）必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

（注4）提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

5. 出資先組合の決定

事前審査申請書（提案書）及びその他必要書類を受理した後、下記審査プロセスを経た上で総合的に判断し、出資の可否を決定します。

（1）審査プロセス

- ① 事前審査（事前審査申請書（提案書）に基づく書面審査等）
- ② 本審査（提案書に基づく公認会計士同行による現地調査、外部有識者による評価委員会、面接審査等）

（注1）本審査は、事前審査を通過した方から提案書を受領した場合のみ実施します。

（注2）事前審査及び本審査の結果については、書面で通知します。

（注3）審査結果に関するお問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じかねますので、ご承知おき下さい。

(2) 審査のポイント

審査にあたっては、「3. 募集対象となる方」が出資要件を満たしているかを確認するとともに、下記の各項目について評価するものとします。

【出資提案者の評価ポイント】

- ① 過去のプライベートエクイティファンドを投資対象とするファンドオブファンズ(FoF)の運営実績(投資対象、IRR、投資倍率)、過去のプライベートエクイティファンドへの投資実績・回収実績、スタートアップへの投資実績・ハンズオン支援実績・エグジット実績(組織としての実績がない場合は投資担当者個人のもの)
- ② 経営基盤の安定性(財務状況、組織体制、経営者・役員の経歴)
- ③ ディールソース、ソーシング力
- ④ 各種専門家やアドバイザー、関連業界・企業等とのネットワーク
- ⑤ 中小企業に対する投資業務への理解、ノウハウ、専門知識

【提案内容の評価ポイント】

- ① 政策的意義(機構出資組合(親ファンド)の目的と政策・事業目的との整合、国内のスタートアップ支援としての意義、中小機構が出資する目的への理解)
- ② 機構出資組合(親ファンド)の運営方針(規模・存続期間、投資対象(投資分野)・投資基準、想定IRR・回収方法・管理報酬・成功報酬(ハードルレートの有無))
- ③ 機構出資組合(親ファンド)の運営体制(投資チームの構成、投資担当者数、投資決定プロセス(発掘・投資委員会の構成・議決方法等)、管理体制(モニタリング・レポーティング・リスク管理等)、投資回収プロセス、コンプライアンス確保、反社チェック、秘密保持)
- ④ 投資担当者のプライベートエクイティファンド又はスタートアップへの投資実績、ハンズオン支援実績、エグジット実績。
- ⑤ 投資先組合(子ファンド)の候補先の内容(質・量、ソーシング元等)
- ⑥ 利益相反への対応(同種類似の事業、並行投資、機構出資組合関係者と投資先組合(子ファンド)との取引等)
- ⑦ 投資先組合(子ファンド)への投資決定に至るまでのプロセスにおける機構への情報提供・相談プロセス

※必ず上記内容を事前審査申請書又は設立趣意書に記載してください。

6. 募集期間

特に募集期間は定めませんので、随時ご相談を承ります。

7. 応募先及びお問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課
〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
E-mail: fundinfo@smrj.go.jp

注意事項

1. 機構から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行ってください。
2. 審査プロセスにおいて機構が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行いません。
3. 機構は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとします。また、機構は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとします。